

第二にいがた園 通所リハビリテーション 利用料金表

2026年6月～

基本料金（※）：要介護認定の結果による		
要介護1	715	実施時間 6時間以上7時間未満
要介護2	850	
要介護3	981	
要介護4	1,137	
要介護5	1,290	

加算料金（※）		
入浴介助加算（Ⅰ）	40/回	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。
科学的介護推進体制加算	40/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の症状その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出。 必要に応じて通所リハビリ計画を見直すなど、必要な情報を活用していること。
短期集中個別リハ加算	110/日	退院、退所日等から3月以内の利用者に対して、身体機能の回復するための集中的なリハビリテーションを個別に実施することを評価する加算。 1週間に概ね2日以上、1日あたり40分以上の個別リハビリを実施をすること。
若年性認知症利用者受入加算	60/日	若年性認知症の利用者に対して個別に担当者を定めていること。 個別の担当者を中心に若年性認知症の利用者のニーズに応じたサービスを提供すること。 ※担当者は若年性認知症利用者を担当する職員で、事業所の介護職員の中から定め、人数や資格等の要件はありません。 ※「若年性認知症」であることが前提であるため、算定できるのは40歳以上65歳未満の方になります。
リハビリテーション提供体制加算（6時間以上7時間未満）	24/日	リハビリテーションに関わる専門職を基準よりも多く配置し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している事業所を評価する加算。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22/回	介護福祉士などの有資格者を一定基準雇用し、サービス提供体制が高い基準を満たしている事業所に対して算定される加算。
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	11.1%	利用者様に直接介護サービスを提供する職員（介護職員等）の安定的な処遇改善を図るための環境整備と賃金改善を目的に創設された加算。 「基本料金」及び「加算料金」で算定された8.6%の額。□

（※）介護保険の給付対象単位に10.17円（新潟市の地域区分 7級地）を乗じた額の1割か2割、もしくは3割を負担して頂きます。

その他の料金		
食費	600非課税	
日用品費	110税込	おしぼり、トイレトペーパーなど
教養娯楽費	110税込	レクリエーション材料、新聞、雑誌など